

富山県立大学体育施設開放実施要領

平成27年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、富山県立大学体育施設使用要領第3条第3号の規定に基づき、県民のスポーツ活動を振興するため、公立大学法人富山県立大学（以下「法人」という。）の体育施設を県民の使用に供することに関し、その実施に必要な事項を定めるものとする。

(使用に供する施設及び日時)

第2条 使用に供する施設及び日時については次に掲げるとおりとし、法人の授業及び行事等に支障のない限り、使用に供するものとする。

グラウンド及びサブグラウンド	平日	午前5時から午前8時まで
	土・日・祝日	午前5時から午後7時まで

(使用者の範囲)

第3条 体育施設を使用できる者は、スポーツ活動を目的として使用する地域の団体（スポーツクラブ、社会教育団体、町内会等）とする。ただし、営利を目的として使用する場合は除くものとする。

(使用申請)

第4条 使用の許可を受けようとする団体は、使用許可申請書（別記様式）を使用予定日の10日前までに法人事務局経営企画課に提出しなければならない。

(使用料)

第5条 使用料は、公立大学法人富山県立大学施設等貸付要領第10条第6号の規定により免除することができる。

(使用についての注意)

第6条 使用者は、使用許可申請書に記載してある注意事項を遵守しなければならない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、この要領を実施するために必要な事項については、理

事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

富山県立大学体育施設等使用許可申請書

申請者 住 所

電話番号

団体の名称

（責任者名）

1 使用期間 年 月 日（ 曜日）

時 分から 時 分まで

2 使用人員 人

3 使用施設

4 使用設備

5 使用目的

6 使用注意事項

（1）使用目的以外の使用や、第三者に転貸しないこと。

（2）使用を許可されている場所以外は立入禁止とする。

（3）火気は使用しないこと。（特にタバコ火に注意すること。）

（4）グラウンド等に車を乗り入れないこと。

（5）電話等による呼出しはしないこと。

（6）施設、設備を破損した場合は、団体責任者がすみやかに申し出るとともに修理又は弁償すること。

（7）施設使用中の事故等については、団体の責任において適切な処置をとることとし、県立大学は一切責任を負わないこととする。

（8）使用後は清掃（整地）及び後始末をすること。

- (9) 責任者は施設の使用開始時及び使用終了時にその旨関係職員に連絡すること。
- (10) 使用を許可した場合であっても、法人の授業及び行事等で当該施設を使用することが生じた場合は、施設の使用を制限することがあること。
- (11) 注意事項を守らない場合は、許可を取り消すことがあること。

上記のとおり使用を申請します。

年 月 日

公立大学法人富山県立大学 学長 殿